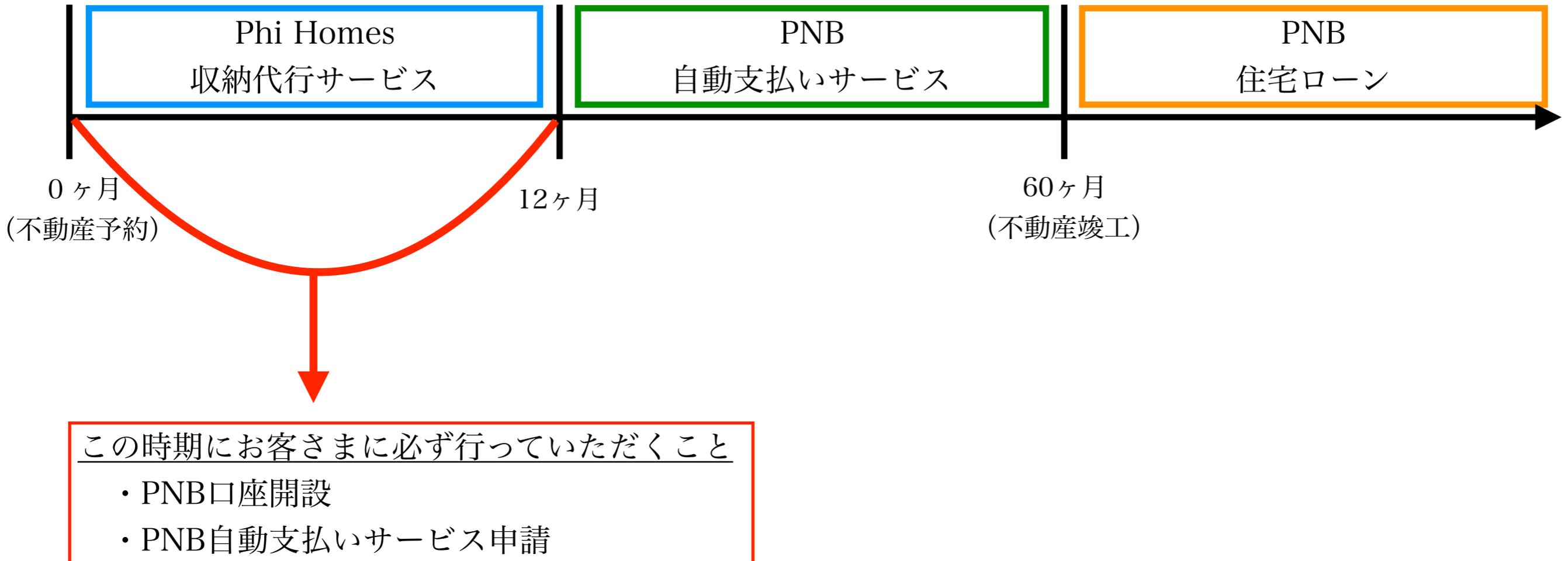


# DMCI Homesへの支払い方法

---



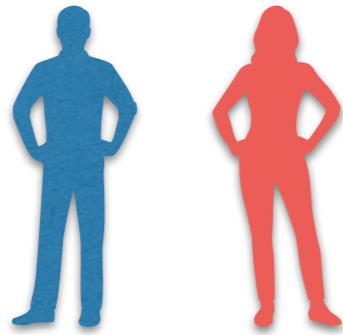
◆DMCI Homesへの支払いの流れ（60ヶ月で竣工する場合）



株式会社Phi Homes  
～収納代行サービス～

---





お客さま



預託



収納代行



### ステップ1

お客さまは「預託金」として株式会社Phi Homesへ任意の金額を入金

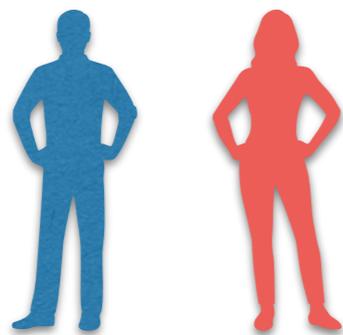
### ステップ2

株式会社Phi Homesが、お客さまからお預かりした預託金から毎月自動的にお客さまに代わりお客さまの不動産支払いを実行

※収納代行手数料は発生しない無料のサービスです

※最初の12ヶ月分までの支払いが対象のサービスです





お客さま



預託



収納代行



◆株式会社Phi Homesへの資金預託方法

ステップ1

弊社が発行する収納代行業務委託契約書を締結

ステップ2

弊社指定の銀行口座へ任意の金額を入金



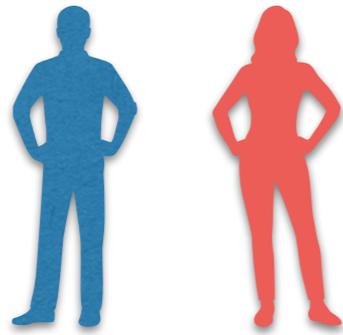
◆預託金入金日の重要事項

当月分からの支払いに充当したい預託金は当月10日までに弊社へ入金してください。  
当月10日以降の入金は、翌月以降の支払いに充当されます。

※当月10日が土日祝日の場合は、直前営業日を締日とします。

参考例





お客さま



預託



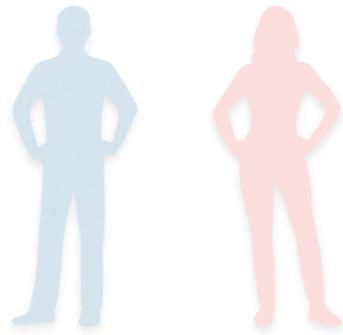
収納代行



◆株式会社Phi Homes採用為替レート

弊社が預託された日本円をフィリピンペソに変換する際の為替レートは、当月11日の金融機関実勢レートを採用します。

※当月11日土日祝日の場合は、翌営業日の実勢レートを採用



お客さま



預託



収納代行



◆DMCI Homesへ収納代行

お客さまからの預託金の範囲内で、弊社がお客さまに代わり毎月自動的に支払いを実行

※預託金は弊社顧問弁護士および顧問税理士により  
弊社事業資金とは別管理となるためご安心ください。

◆留意事項

①収納代行サービスは不動産分割金の最初の12ヶ月分までの支払いが対象であり、12ヶ月目以降の支払いに関しては受け付けておりませんのでご注意ください。

②お客さまは収納代行サービス契約期間満了までに下記2点が必須となります。

- ・PNB普通口座を開設
- ・PNB自動支払いサービス申請

③預託可能通貨は、日本円とフィリピンペソです。

④1ヶ月間の預託可能上限金額は99万円相当額です。

⑤預託可能総額は、分割支払い12ヶ月分の総額に1.03をかけた金額です。

⑥一度預託された日本円は自動的に全額フィリピンペソへ変換されます。

預託後、お客さまへ受領の連絡はありませんが、預託金残高が翌月の支払い額を下回った場合は当月20日前後にご連絡します。

⑦分割金の未払が発生している場合、未払い分および遅延損害金、並びに今月分の支払い分を合わせた金額が預託されていないと収納代行を行うことができません。

⑧一度預託した資金の返金は下記の場合を除いて受付けておりません。

- ・不動産を転売した場合
- ・PNB自動支払いサービスに切り替わった場合
- ・不動産をDMCI Homesに差し押さえされた場合
- ・預託可能金額を超過した場合
- ・収納代行サービス契約期間（最初の12ヶ月間）が終了した場合

⑨預託金の残高確認を希望される場合は下記までご連絡ください。

宛先：[info@phihomes.jp](mailto:info@phihomes.jp)

